🤥 厚生労働省 岩手労働局

Press Release

岩手労働局発表令和3年12月14日

会

先

照

岩手労働局労働基準部監督課 監督課長川上明 主任監察監督官熊谷久 (電話)019-604-3006 (FAX)019-604-1534

報道関係者 各位

監督指導の実施状況(令和2年分)について

~監督指導を実施した71.4%の事業場で法令違反~

岩手労働局(局長 稲原 俊浩)では、令和2年に管内7労働基準監督署が実施した 定期監督等監督指導(*1)の実施結果をとりまとめましたので発表します。

【概要】

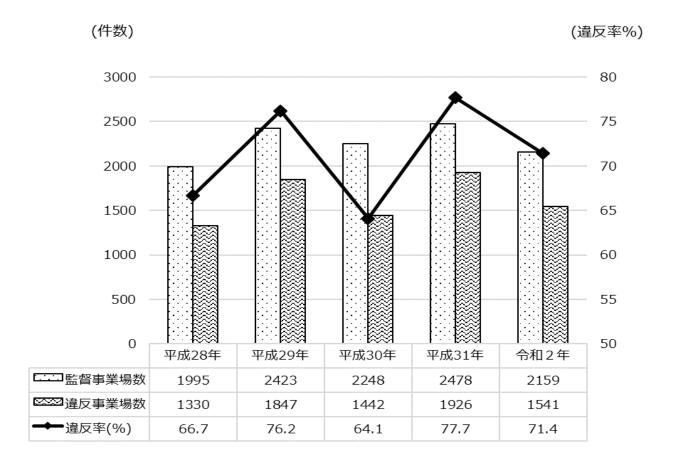
- 1 監督指導実施状況 監督指導実施事業場数 2,159事業場 労働基準関係法令等違反事業場数 1,541事業場(違反率 71.4%) (違反率の高い業種) 商業 78.2% 製造業 74.2% 接客娯楽業 73.7%
- 2 主な違反内容
 - 〇労働条件関係 (労働基準法)
 - 割増賃金 338件 (違反事業場数の21.9% 以下「違反状況の割合」という。) (違反状況の割合が高い業種) ①接客娯楽業48.3% ②保健衛生業34.8% ③商業33.1%
 - ・労働時間 265件(違反事業場数の17.2%)(違反状況の割合が高い業種)①運輸交通業50.9% ②製造業22.4% ③接客娯楽業21.9%
 - ・労働条件の明示 221件(違反事業場数の14.3%)(違反状況の割合が高い業種)①接客娯楽業47.0% ②商業21.3% ③製造業13.6%
 - 〇職場の安全衛生関係 (労働安全衛生法)
 - 安全衛生基準 530件(違反事業場数の34.4%)(違反状況の割合が高い業種)①建設業59.5% ②製造業48.0% ③運輸交通業22.6%
 - 健康診断 159件(違反事業場数の10.3%)(違反状況の割合が高い業種)①接客娯楽業26.5% ②商業17.8% ③製造業12.6%
 - 安全衛生管理体制 154件(違反事業場数の10.0%)(違反状況の割合が高い業種)①運輸交通業22.6% ②製造業20.1% ③保健衛生業10.1%
- 3 使用停止等命令処分(*2)を実施した件数 48件(違反事業場数の3.1%)

^{*1} 労働基準監督官が事業場に赴き調査・指導を行うもので、管内状況や各種情報に基づき計画的に実施する監督及び労働災害の 発生等の情報を契機として実施する監督をいう。

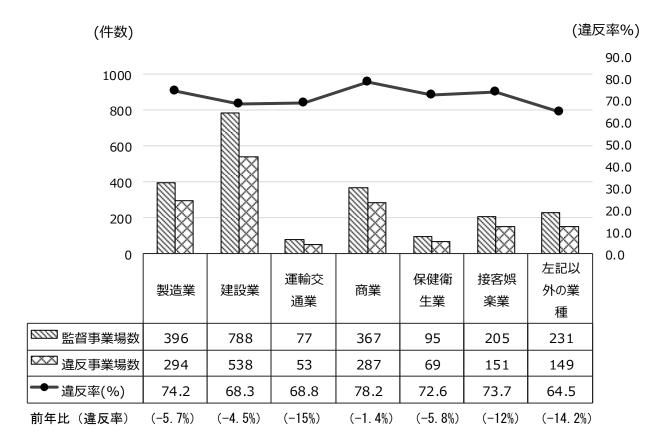
^{*2} 労働基準監督署長は、労働安全衛生法第98条の規定に基づき、労働安全衛生法第20条から第25条などに違反した事実がある場合には、違反した事業者等に対し、作業の停止、建設物等や機械設備の使用停止または変更など労働災害を防止するための必要な事項を命じることができ、本条に基づく作業の停止や機械の使用停止、手すりの設置等の変更措置を命じられたものをいう。

1 監督指導の実施状況

(1) 労働基準関係法令違反が認められた事業場数の推移(過去5年)

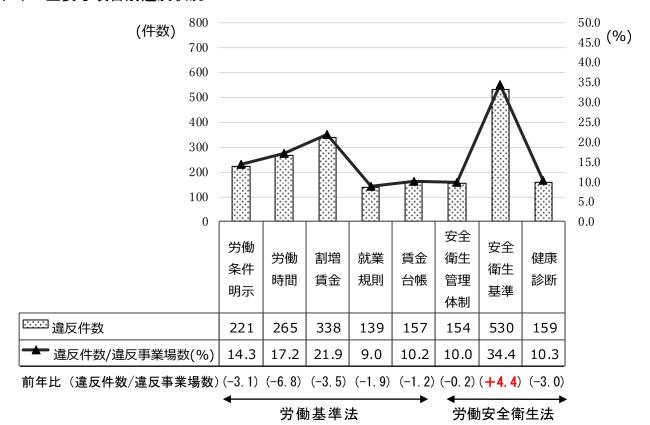


(2) 主要な監督実施事業場数、違反事業場数、違反率(令和2年・業種別)



2 令和2年における定期監督等の主要な法令違反の状況

(1) 主要な項目別違反状況



(2) 各業種における主要な項目別違反状況(*1)

	労働基準法					労働安全衛生法				
違反条文	15条	32・40条	37条	89条	108条	10~19条	20~25条	66条	使用停止	
業種	労働条件 明示	労働時間	割増賃金	就業規則	賃金台帳	安全衛生管理体制	安全衛生基準	健康診断	等命令 (措置率) (*2)	
製造業	13.6%	22.4%	24.5%	11.6%	8.8%	20.1%	48.0%	12.6%	4.4%	
建設業	3.0%	5.8%	5.9%	2.2%	1.7%	8.6%	59.5%	1.1%	6.5%	
運輸交通業	13.2%	50.9%	20.8%	17.0%	20.8%	22.6%	22.6%	3.8%		
商業	21.3%	16.4%	33.1%	13.9%	13.2%	4.5%	5.6%	17.8%		
保健衛生業	2.9%	21.7%	34.8%	13.0%	7.2%	10.1%	2.9%	7.2%		
接客娯楽業	47.0%	21.9%	48.3%	10.6%	31.1%	3.3%	3.3%	26.5%		
上記以外の業種	16.1%	30.9%	20.8%	12.8%	14.1%	8.1%	22.8%	12.1%		
合計	14.3%	17.2%	21.9%	9.0%	10.2%	10.0%	34.4%	10.3%	3.1%	

各違反条文において違反率が高い業種順 ① 2 3 ●は前年比増加

(例) 労働基準法第15条「労働条件明示」における違反率が高い業種順:①接客娯楽業 ②商業 ③製造業

^{*1} 各業種について、条文別の 違反件数/当該業種の違反事業場数 を算出したもの。

^{*2} 労働安全衛生法第98条の規定に基づき、労働基準監督署長が事業者に対し、使用停止または変更などを命じたもので、措置率は、各業種について、 措置を命じられた件数/当該業種の違反事業場数 を算出したもの。

3 使用停止等命令の措置事例

《機械災害の防止》

機械のプーリーやベルト、歯車等の回転部分に覆い等の接触防止装置が設けられていない等の安全措置が講じられていなかった。

このため、機械と人体との接触を防止するための覆い等の接触防止装置を設けるよう変更措置を命令したところ、覆い等の接触防止装置が設けられる等の安全措置が講じられた。

《墜落災害の防止》

建設現場に設置された足場の作業床、2階に設けられた開口部の端等、高さ2メートル以上に設置された作業場所について、労働者が墜落するおそれがあるのに、囲い・手すりの設置等の墜落することを防止するための安全措置が講じられていなかった。

このため、墜落するおそれのある箇所に手すりなどの墜落防止措置が講じられるまでの間、作業を停止する等の命令をしたところ、墜落のおそれがある箇所に手すりを設置する等の安全措置が講じられた。

《その他》

製造業の特定化学物質を使用している事業場において、作業者へのばく露防止のための措置が行われていなかった事例があり、作業場所にばく露防止のための局所排気装置を設けるよう変更措置を命令したところ、局所排気装置が設けられる等の健康確保措置が講じられた。

4 本年度の取組について

岩手労働局では、令和3年度における労働基準監督行政の重点課題を、①改正労基法等に基づく長時間労働の是正及び過重労働による健康障害防止の徹底、②中小企業を中心とする改正労基法等の周知及び支援並びに新たな働き方に対応した適切な労務管理の導入支援等、③大規模自然災害における労働災害の防止並びに法定労働条件の履行確保に係る対策、④管内の労働災害の発生状況等に応じた労働災害の防止、⑤感染症の影響を踏まえた企業に対する適切な労務管理に関する啓発指導等の実施とし、これらに係る対策を積極的に推進することにより、労働者の法定労働条件の履行確保及び安全と健康の確保を図ることとする。

さらに、労働基準関係法令に係る重大・悪質な事案については、送検を含め、厳正 に対処する。

【参考1】 長時間労働に対する指導事例

時間外労働が36協定で定める特別延長時間を超え、月90時間を超える時間外労働及び休日労働を行っていた事業場について、労働基準法第32条違反として是正勧告するとともに、36協定の遵守及び時間外・休日労働等を削減するための具体的対策の樹立を指導した。

事業場においては、岩手働き方改革推進支援センターを活用し、管理者及び一般労働者に対して研修を行い、法令遵守等についての意識改革を図るとともに、長時間労働者に対する面接指導要領を制定し、長時間労働の削減、健康管理等の改善を図り、今後、変形労働時間制や勤務間インターバル制の導入について検討していくこととした。

【参考2】 主な法令違反の態様 (違反件数上位3条文)

違反事項 (条文)	主	な法	令	違	対	例	
安全衛生基準 (労働安全衛生法 第20条~25条)	・作業床の端部やすり、中さん、中さん、中さん、中さん、中さん、中さん、中・建設機械及び等に関する作業・機械の安全装制のフックの外れた。 ・工場の中で有権用等及び使用なかった。	1木などの墜フォークリフト ミ計画を定め 置(丸のこ盤 止め装置なと 幾溶剤を使月	落防止措 等を使用 ていびグラ で)が有効 している	置を講じてする際にった。 インダー等に機能す	(いなかっ)、作業の方等の安全力るよう整備機溶剤の人	た。 7法や運行 バー、クレ されていな 、体に及ほ	経路
割増賃金(労働基準法第37条)	・時間外労働のの算定基礎に発力の算定基礎に発力の時間外労働時で、実際の時間がつた。 ・固定残業代とは働について、害・時間外手当に外労働に対する	算入しなけれ間を計算す 間を計算す 引外労働時間 て手当を支 では賃金を支	ばならなるに当たる るに基づい 給している 払ってい 別数の上降	い手当を って、毎日 いた適正な たが、この なかった。 艮を設け、	算入してい の端数時 割増賃金 手当額を その時間	なかった。 間を切り丼 を支払って 上回る時間	舎てしていなり外労
労働時間 (労働基準法第32条・ 40条)	・労働基準法第 (36協定)を締約 働時間(1週40 ・36協定は締結 間外労働を行為	吉し、所轄労 時間又は1日 していたが、	働基準監 8時間)を	督署に届 超えて労作	出をするこ 動させてい	となく、法 た。	定労

【参考3】 主な法令違反の態様 (違反率上位3条文以外)

違反事項 (条文)	主 な 法 令 違 反 の 例
労働条件の明示 (労働基準法第15条)	・労働者の雇入れに当たり、労働条件を口頭で告げるのみで、法定で定める事項について書面を交付するなどの方法で明示していなかった。・労働条件通知書を交付していたが、記載内容が法定項目を満たしていなかった(期間の定めのある契約で更新の基準が未記載であった等。)。
健康診断 (労働安全衛生法第66条)	・労働者に対し、1年以内ごとに1回定期に健康診断を実施していなかった。 ・深夜業等政令で定める有害な業務に従事する労働者に対し、6月以内ごとに1回定期に健康診断を実施していなかった。
賃金台帳 (労働基準法第108条)	・労働日数、労働時間及び時間外労働時間数等、法令で定める事項を賃金台帳に記載していなかった。
就業規則 (労働基準法第89 条)	・常時10人以上の労働者を使用しているにもかかわらず、就業規則を 作成し、所轄労働基準監督署に届出を行っていなかった。 ・勤務時刻や賃金に関する事項を変更しているのに、就業規則を変更 し、所轄労働基準監督署に就業規則変更の届出を行っていなかっ た。
安全衛生管理体制 (労働安全衛生法第10条 ~19条)	 ・法定以上の労働者がいるのに安全衛生委員会を設けていなかった。 ・安全衛生委員会を月に1回以上開催していなかった。 ・安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者など、安全衛生管理に係る担当者を選任していなかった。 ・安全衛生委員会で長時間労働の抑制に関する事項などの法定審議事項を調査審議していなかった。 ・有機溶剤や特定化学物質等を使用する作業を行っているにもかかわらず、有機溶剤作業主任者や特定化学物質作業主任者などを選任せず、また選任していても法定の職務を行わせていなかった。